

令和元年度 第2回 有田区地域協議会  
次 第

日時：令和元年8月26日（月）午後1時30分～  
会場：カルチャーセンター 研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- ・地域の課題について

4 その他

5 閉 会

## 自主的審議の進め方について

地域協議会では、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に基づき、市長からの諮問事項だけでなく、地域協議会が自ら必要と認めるものについて、審議（以下、「自主的審議」という。）し、意見を述べるすることができます。

この自主的審議に当たって、会議を円滑に進行するため、以下のとおり取り扱いたいと考えます。

### 1 審議事項の届出者

- 地域協議会委員
- まちづくりセンター（区内の住民から直接要望・相談があった場合に限る）

### 2 届出手続

- 自主的審議を希望する委員は、「〇〇区地域協議会自主的審議に係る提案書（委員用）」に必要事項を記入の上、まちづくりセンターへ提出することとします。
- 上記の提出期限は、地域協議会開催予定日の14日前までとします。
- 区内の住民からまちづくりセンターに直接要望等があった場合は、センターで「提案書（センター用）」に必要事項を記入することとします。
- 提案書は、センターで全体を取りまとめた上で、会長に届出を行うこととします。

#### 【補足説明】

- ① 提案書の作成等について
  - ・ 委員から提案書の提出があった際は、提案の趣旨などをセンターで確認し、内容を整理します。（必要な場合は、提案書の作成をサポートします。）
- ② 提案書の提出期限について
  - ・ 提案書の提出期限については、提案書の調整・事前送付や、提案内容に係る担当課との連絡調整（会議の出席要請、資料作成等）に一定の期間が必要なため、地域協議会開催予定日の14日前までとしています。
- ③ 会議当日の届出の対応について
  - ・ 上記の提出期限後会議当日までの間に届出（提案書の提出）された場合や、会議当日の提案については、準備の都合上、審議の可否の決定や具体的な審議は、次の会議以降でお願いします。
  - ・ 但し、区域内の案件で緊急性が高く、速やかに審議を行う必要があると認められる場合にあっては、提案書の提出期限に関わらず、可能な限り直近に開催される地域協議会に諮れるよう対応するものとします。その際、届出事項の緊急性は、提案書受付後、会長に判断していただきます。

### 3 審議の可否の判断

- 届出のあった事項については、提案書の提出後、最初に開催される地域協議会において審議の可否の判断を行うこととします。
- 自主審議を行う事項が多数ある場合は、あわせて審議の優先順位についても話し合い、決定することとします。

#### 【補足説明】

- 審議の可否の決定方法は、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第3項に基づき、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長である会長が決定します。

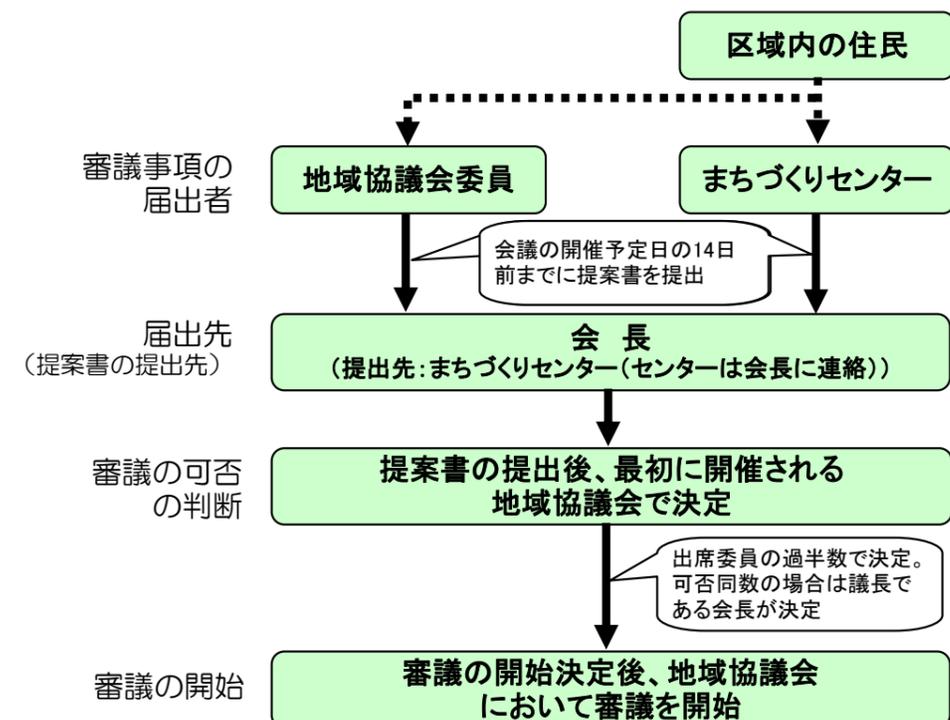
### 4 審議の開始時期

- 審議の開始が決定した自主的審議事項は、原則、その決定を行った会議から審議を行うこととします。

#### 【補足説明】

- 案件によっては審議に必要な資料の準備の関係上、本格的な審議は次回以降となる場合があります。

### 【自主的審議事項の届出・審議等に係る具体的な手順（フロー図）】



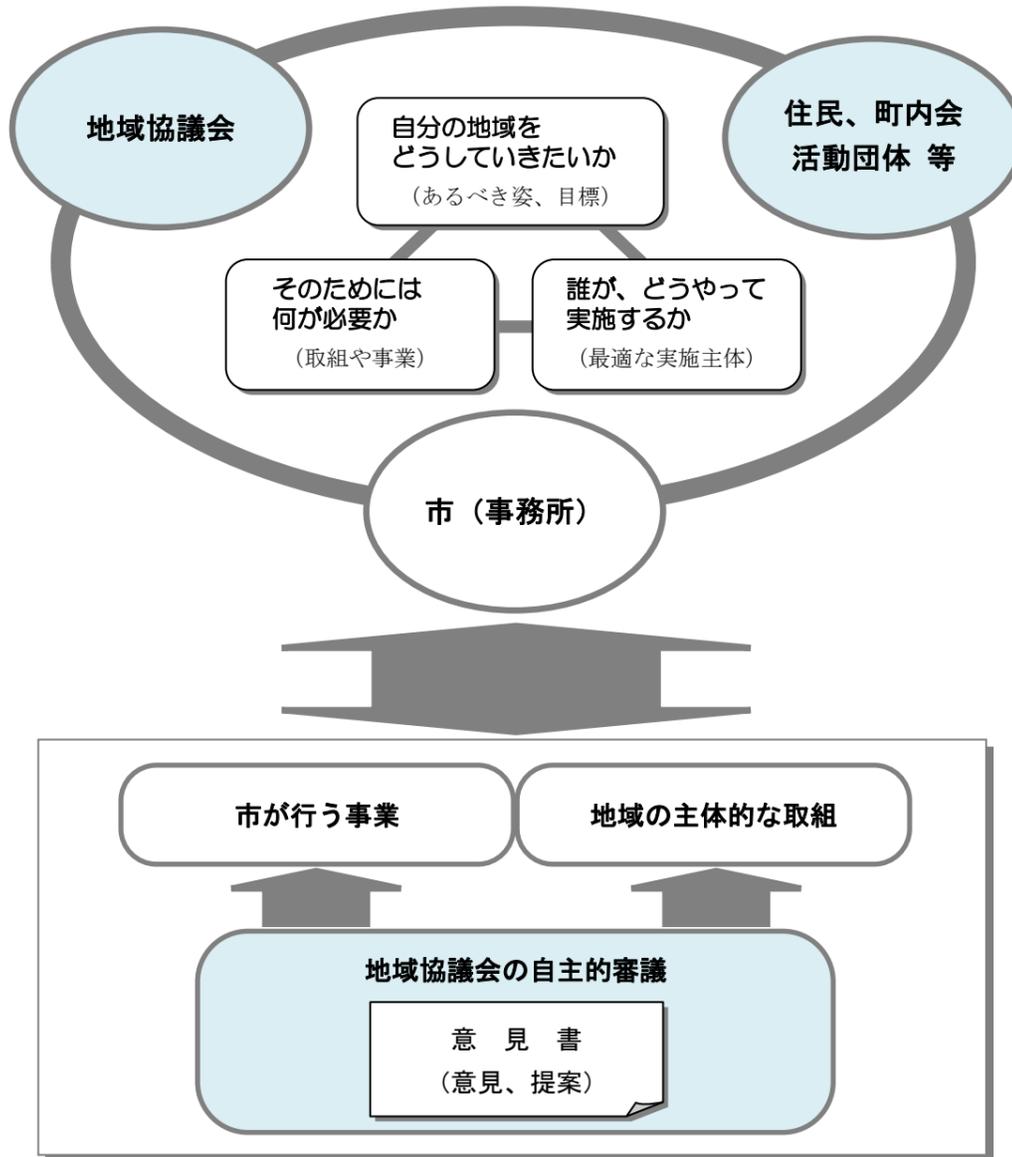
## 地域自治区制度の更なる活用について

(地域を元気にするために必要な提案事業)

### 1 趣旨

地域協議会を始め、地域住民や町内会、各種活動団体など、地域自治区内の様々な地域活動の担い手が継続的に意見交換を行うことを通じて、地域の課題を整理・共有していく機会を確保し、地域協議会が自ら必要と認めるものを審議することができる「自主的審議」の取組をさらに進めるための環境を整える。

#### 【取組イメージ】



### 2 基本的な考え方

#### (1) 意見交換と情報共有

- 市民の価値観が多様化し、地域のニーズも多様化・複雑化している中、地域の課題を解決していくためには、市はもちろんのこと、地域でも知恵を出し合っていく必要がある。
- そのため、地域活動の様々な担い手が、それぞれ課題を出し合い、問題意識を共有していく場が必要であることから、地域自治区内での継続的な意見交換を行う。

#### (2) 地域を元気にするために必要な提案事業

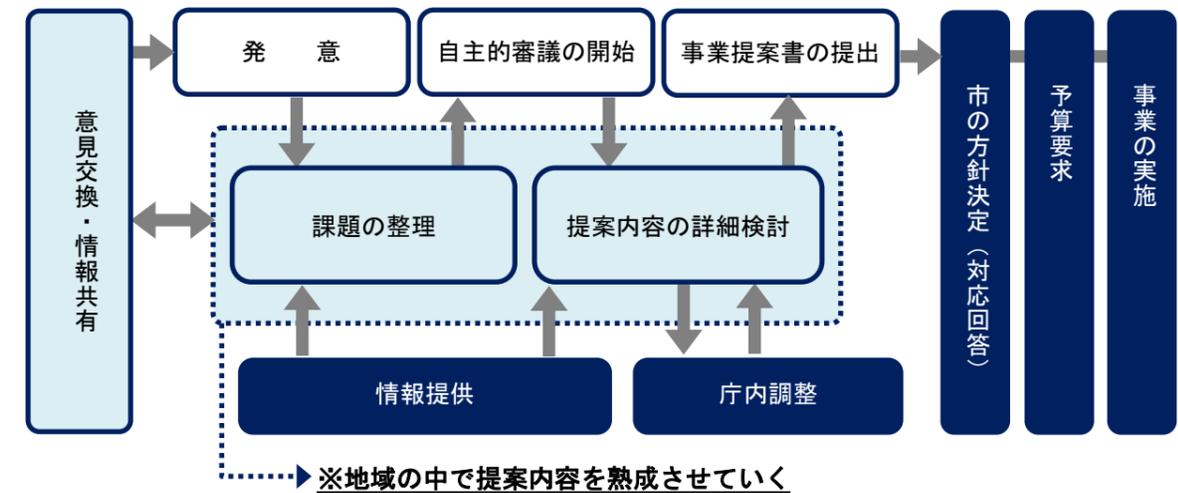
- 地域における継続的な意見交換や情報共有を通じて、地域の課題を把握・整理するとともに、「自分たちの地域をどうしていきたいか」、「そのためには何が必要か」を検討し、自分たちの地域にとって“真に必要な事業や取組”を提案するものとする。
- 提案にあたっては、地域の主体的な取組、地域と市が協働で取り組む事業、市が行う事業など、事業や取組の内容に応じて最適な実施主体を検討する。

※ 市の予算化が必要な提案は、実現性の高い提案となるよう、従来の意見書の内容をより深化させた具体的な内容で作成するものとする。(事業提案書)

#### 3 市の対応

- 地域事情やニーズの整理、勉強会や分科会の設定、各種資料作成を行うなど、地域協議会が提案できる環境を整えるため、全面的なサポートを行うとともに、これまで以上に積極的な情報提供を行う。
- 地域協議会と連携して、提案の発意から必要な事業等の提案に至るまで地域と共に十分な議論を行い、地域の中で提案内容を熟成させていく。
- 自主的審議の発意の段階においては、市や他市町村の施策、各種団体の取組状況、法令や制度との兼ね合い、事業の妥当性や実現性など、自主的審議として取り組むことを検討するために必要な情報を地域協議会に提供する。
- 自主的審議の開始後、提案内容の詳細検討においては、事業の実施方法、事業費等の情報を収集・提供し、提案内容の具体性や実現性を高めていく。

#### 【市が行う事業を提案する場合の流れ(参考)】



【凡例】   : 地域協議会+市      : 地域協議会      : 市

※ 地域協議会の自主的審議は、協議会自らの判断により区域内の課題等についてテーマを決めて審議し、その結果、必要に応じて市に意見書(意見や提案)が提出されるものである。

## 各区の自主的審議事項の取組状況

現在審議中のテーマ	
高田区	①高田公園周辺の雨水排水対策について ②雁木の保存を考えたまちづくりについて ③買い物弱者の発生・増加と中心市街地の衰退について
新道区	①新道区内における公の施設(芙蓉荘・新道地区公民館・富岡児童館等)の老朽化と今後の整備について
金谷区	①金谷区の観光・イベントについて
春日区	①あらゆる世代が心豊かに健康で暮らせる春日区とする方策について ②春日山城跡の観光振興策について ③安全・安心に暮らせる春日区とする方策について
諏訪区	①諏訪区内への移住促進策について
津有区	①少子高齢化対策について
三郷区	①三郷区における高齢者支援の取組について ②三郷区の人口減少について
和田区	①雪を生かした地域づくりの推進について ②住民組織の充実と地域活性化について
高士区	①人口減少の抑制について
直江津区	①直江津まちづくり構想について ②消防団のあり方について ③防犯灯の設置や維持管理のあり方について
有田区	①新設小学校開校後の小猿屋小学校跡地の有効活用について
八千浦区	①海岸線の道路及び海岸のごみ問題について
保倉区	①地域の安全・安心について
北諏訪区	①消防団及び自主防災組織のあり方と連携について ②地域支え合い事業について
谷浜・桑取区	①谷浜・桑取区の子育て支援について
安塚区	①地域活動における人員不足について
浦川原区	①浦川原区の若者の暮らしにおける交通機関の利便性と安全性の向上について
大島区	①少子化対策について
牧区	検討中
柿崎区	①柿崎区保育園にかかる課題と今後について ②柿崎区内の公共交通の在り方について
大潟区	①大潟区の魅力発見・発信について ②鶴の浜温泉の活性化について
頸城区	①大池・小池の観光資源としての利活用について
吉川区	①地域消防団への支援活動及び今後について ②防災無線を含む情報伝達の確保について
中郷区	①「勝馬投票券」の特定財源について ②未来の子ども達がいままで住み続けたいまちづくりについて
板倉区	①板倉区観光振興の明確な方向付けについて
清里区	①中山間地域の振興について ・具体的課題「道路除草」について ・次の具体的課題の設定について、協議を開始予定 ○「空き家対策」について
三和区	検討中
名立区	①ろばた館の存続に向けて